### 北播磨総合医療センター企業団個人情報保護法等施行規程

令和5年4月1日 企業管理規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。 以下「法」という。)、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第 507号。以下「令」という。)及び北播磨総合医療センター企業団個人情報保 護法施行条例(令和5年北播磨総合医療センター企業団条例第1号。以下「条 例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

- 第2条 この規程で使用する用語は、法及び令で使用する用語の例による。 (電磁的記録の開示方法)
- 第3条 法第87条第1項本文で行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる 場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
  - (1) 当該電磁的記録がビデオテープ若しくはビデオディスク又は録音テープ 若しくは録音ディスクに記録されている場合 視聴又は複製物の交付の方法
  - (2) 当該電磁的記録が前号に掲げる記録媒体以外の記録媒体に記録されている場合 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に 出力したものを視聴させ、又は光ディスクに複製することが容易であるときは、 視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。

(開示の実施)

- 第4条 法第87条第1項本文又は前条の規定により保有個人情報を閲覧又は視聴する者は、当該保有個人情報を丁寧に取り扱うものとし、汚損し、又は破損してはならない。
- 2 企業長は、法第87条第1項本文又は前条の規定により当該保有個人情報を 閲覧又は視聴する者が、当該保有個人情報を汚損し、又は破損すると認められ るときは、当該保有個人情報の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することがで きる。
- 3 法第87条第1項本文又は前条の規定により保有個人情報の写し又は複製物 を交付する場合の部数は、請求のあった保有個人情報1件につき1部とする。 (写しの作成等に要する費用)
- 第5条 条例第3条第2項に規定する写しの作成に要する費用は、消費税法(昭

和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定 に基づいて算出した額を含めた別表に定める額とする。別表を次のように定め る。

- 2 前項の費用は、あらかじめ納付しなければならない。
- 3 企業長は、特別の理由があると認めるときは、第1項の費用を減額し、又は 免除することができる。

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第6条 令第28条第4項に規定する地方公共団体が規程で定める方法は、現金 で納付する方法とする。

(視力障害者等に対する特例)

第7条 保有個人情報の開示に際し、請求者が視力障害者等の場合、朗読等の代 替措置をもって閲覧に代えることができる。

(運用状況の公表)

第8条 条例第7条の規定による法の運用状況の公表は、ホームページに掲載することにより行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、企業長が別に 定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(旧規程の廃止)

2 北播磨総合医療センター企業団個人情報保護条例施行規程(平成22年北播 磨総合医療センター企業管理規程第16号。以下「旧規程」という。)は、廃止 する。

(北播磨総合医療センター企業団情報公開条例施行規程の一部改正)

3 北播磨総合医療センター企業団情報公開条例施行規程(平成22年北播磨総 合医療センター企業管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
(公文書公開決定通知書等)	(公文書公開決定通知書等)		
第3条 (略)	第3条 (略)		
2 条例第7条第2項の規定による通知	2 条例第7条第2項の規定による通知		
は、 <u>公文書公開決定期間延長通知書</u>	は、 <u>公文書公開決定期限延長通知書</u>		
(様式第5号) により行う	(様式第5号)により行う。		

#### 第4条 (略)

- 3 前項第2号の規定にかかわらず、当該 3 前項第2号の規定にかかわらず、当 電磁的記録をディスプレイの画面等に 出力したものを視聴させ、又はフロッ ピーディスク、光ディスク、光磁気ディ スクその他の記録媒体に複製すること が容易であるときは、視聴又は複製物 の交付の方法により公開を行うことが できる。
- 第5条 条例第12条第2項に規定する 写しの作成に要する費用は、別表に定 める額に消費税法 (昭和63年法律第 108号)及び地方税法(昭和25年 法律第226号)の規定に基づいて算 出した額を含めた額の合計額を加えた 額とする。

別表(第5条関係)。

May (Strong by)		
公文書の種別。	交付する写し。 又 は 複 製 物。	金 額
1 文書、図面及び	複写機により複写したもの	1枚につき10円(多色
写真。	(日本工業規格A列3番の	刷りにあっては、50
	大きさまでのものに限る。)	円) 🖟
2 電磁的記録。	(1) ビデオカセットテープ	1巻につき200円。
	に複製したもの。	
	(2) 録音カセットテープに	1巻につき150円。
	複製したもの。	
	(3) フロッピーディスクに	1枚につき30円。
	<u>複製したもの</u> 。	
	(4) コンパクトディスクに	1枚につき2,500円
	複製したもの。	
	(5) 画像データをフィルム	1枚につき半切判81
	に複製したもの。	0円、B4判530円。
3 1及び2以外	公文書の性質に応じ作成し	当該写し又は複製物の
の公文書。	た写し又は複製物。	作成に要する費用に相
		当する額。

備者 写し又は複製物を交付する場合において、請求者が当該写しの送付を 希望するときは、送付に要する費用は請求者が負担するものとする。

3 条例第7条の2の規定による通知 は、公文書公開決定期限特例延長通知 書(様式第6号)により行う。

#### 第4条 (略)

- 該電磁的記録をディスプレイの画面 等に出力したものを視聴させ、又は光 ディスクに複製することが容易であ るときは、視聴又は複製物の交付の方 法により公開を行うことができる。
- 第5条 条例第12条第2項に規定す る写しの作成に要する費用は、消費 税法(昭和63年法律第108号) 及び地方税法 (昭和25年法律第2 26号)の規定に基づいて算出した 額を含めた別表に定める額とする。

划事(第5条関係)。

交付する写し。	金 額	
又は複製物。		
複写機により複写したもの	1枚につき11円(多色	
(日本工業規格A列3番の	刷りにあっては、55	
大きさまでのものに限る。)。	円) 🖟	
(1) 印刷物として出力し。	1枚につき11円 (多色	
<u>たもの</u> 。	刷りにあっては、55	
	<u>H)</u>	
(2) 光ディスク (追記不	1枚につき2,750円。	
可) に複製したもの。		
公文書の性質に応じ作成し	当該写し又は複製物の作	
た写し又は複製物	成に要する費用に相当す	
	る額	
	又は複製物。 複写機により複写したもの (日本工業規格A列3番の。 大きさまでのものに限る。)。 (1) 印刷物として出力し。 たもの。 (2) 光ディスク (追記不 可) に複製したもの。 公文書の性質に応じ作成し	

備考 写し又は複製物を交付する場合において、請求者に当該写しを送付す <u>る場合は、</u>送付に要する費用は請求者が負担するものとする。

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

様式第3号中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。 様式第3号備考中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項から第6項ま でを1項ずつ繰り上げる。

様式第4号中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。 様式第4号備考中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とす る。

様式第5号第2項中

Γ

<u>決定期間の満了日</u> <u>年 月 日</u>

⅃

J

を

Γ

延長後の期間 日(公開決定等期限 年月日)

に改める。

様式第5号中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6 項を第5項とする。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

 第
 号

 年
 月

 日

## 公文書公開決定期限特例延長通知書

様

北播磨総合医療センター企業団

企 業 長 印

年 月 日付けで請求のありました公文書の公開について、北播磨総合医療センター企業団情報公開条例第7条の2の規定により、次のとおり決定期限を延長しましたので通知します。

1	公文書	書の件4	名又は	内容				
2	(公則	第7条の 引決定等 を適り	等の期	限の				
3		公文書 定 等 を			分について	公開決定 欠に掲載 す。)	等を行い、 する期間ま	でに可能な部 残りの部分に でに公開決定
4	保	管 課	名	等	部電話番号		課 内線	
5	そ	の		他				

(北播磨総合医療センター企業団個人情報保護審査会規程の一部改正)

5 北播磨総合医療センター企業団個人情報保護審査会規程(平成22年北播磨 総合医療センター企業団規程第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
(趣旨)	(趣旨)		
第1条 この規程は、 <u>北播磨総合医療セ</u>	第1条 この規程は、 <u>北播磨総合医療セ</u>		
ンター企業団個人情報保護条例(平成	ンター企業団個人情報保護法施行条例		
22 年北播磨総合医療センター企業団条	<u>(令和 5 年北播磨総合医療センター企</u>		
例第 14 号)第 32 条第 8 項の規定に基	業団条例第1号)第8条第8項の規定		
づき、北播磨総合医療センター企業団	に基づき、北播磨総合医療センター企		
個人情報保護審査会(以下「審査会」	業団個人情報保護審査会(以下「審査		
という。) の組織及び運営に関し必要な	会」という。)の組織及び運営に関し		
事項を定めるものとする。	必要な事項を定めるものとする。		

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

# 別表(第5条関係)

公文書の種別	交付する写し	 金 額		
公人目・ハー宝が	又は複製物	<u> </u>		
1 文書、図面及び	複写機により複写したもの	1枚につき11円(多色		
写真	(日本工業規格A列3番の	刷りにあっては、55		
	大きさまでのものに限る。)	円)		
2 電磁的記録	(1) 印刷物として出力し	1枚につき11円(多色		
	たもの	刷りにあっては、55		
		円)		
	(2) 光ディスク(追記不	1枚につき2,750円		
	可)に複製したもの			
3 1及び2以外の	公文書の性質に応じ作成し	当該写し又は複製物の作		
公文書	た写し又は複製物	成に要する費用に相当す		
		る額		

備考 写し又は複製物を交付する場合において、請求者に当該写しを送付する 場合は、送付に要する費用は請求者が負担するものとする。